

令和4年度第3回庁議 会議録

[日 時] 令和4年5月30日（月）13時27分～14時15分

[場 所] 庁舎応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長及び各部局長
建設部総括次長 消防本部総括次長 代理出席

[会次第]

- 1 市長あいさつ
- 2 議 題
 - (1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)
(会派説明報告について (企画部))
- 3 協議事項
(なし)
- 4 連絡事項
(なし)
- 5 その他

1 市長あいさつ

本日の庁議の議題にもあるが、市議会定例会が、6月7日に開会予定である。会派説明については、5月23日及び24日に開催され、そこでも質疑応答があったと思うが、6月議会に向けて、各部局、予想される項目については事前に準備をするなど、遺漏のない対応をお願いします。

本日は、「市議会定例会提出議案について」関係部局から説明をしていただき、会派説明をした企画部からは、「会派説明の結果報告」もしていただいた後、連絡事項等があれば連絡していただき、本日の庁議は、14時30分に終了することを目標とする。

2 議題

- (1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

市長	それでは、議事に入る。 まず、「市議会定例会提出議案について」、企画部、上下水道局、経済部、総務部の順番で説明をお願いします。また、企画部については、議案の説明後、会派説明報告もお願いします。
----	---

企画部長

企画部からは、報告2件、一般議案2件、予算議案1件と会派説明の結果について説明する。

議案書の3ページから4ページ、報告第9号「継続費繰越計算書の報告」については、一般会計において継続費を設定して進めている、端出場水力発電所整備事業など4事業の継続費繰越計算書の報告で、令和3年度予算額の未執行額を令和4年度へ逓次繰越したものである。

次に、議案書の7ページから9ページ、報告第11号「繰越明許費繰越計算書の報告」については、一般会計における宇高西筋線改良事業、新型コロナウイルス感染症予防ワクチン接種費など37事業において、国の令和3年度補正予算に対応したこと及び関係機関との調整等に不測の日数を要したことなどから、事業費の一部を令和4年度に繰越したものである。

次に、議案書16ページ、17ページ、議案第40号、「新たに生じた土地の確認」については、新居浜港務局が平成31年3月29日に埋立て免許を受け、化学工業用地として埋立てを行っていた新居浜市港町甲317番1、他の地先公有水面9,991.73平方メートルの埋立てに関する工事が竣功し、新居浜港 港湾管理者から令和4年3月28日付けで、竣功認可の通知があったので、この公有水面埋立地を新居浜市の区域内に新たに生じた土地として確認するため、地方自治法第9条の5第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

次に、議案書18ページ、19ページ、議案第41号、「町の区域の変更」については、議案第40号、「新たに生じた土地の確認」に併せて、この土地を新居浜市港町の区域に編入するため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

次に、議案第43号「令和4年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）」については、上部東西線改良事業等の公共事業、移住者住宅改修支援事業等の単独事業及び新型コロナウイルス感染症予防ワクチン接種費等の施策費について予算措置するもので、今回の補正は、12億4,196万8千円の追加である。

補正内容については、6月補正予算案の概要のとおりである。
引き続き、補正予算関係の会派説明の結果を報告する。

まず、新型コロナウイルス感染症予防ワクチン接種費では、金

額の内訳はいくらか。重症者リスクが高いと医師が認める場合、申請は本人の判断か。ワクチン接種の状況は。

私立保育所等施設整備事業及び認定こども園施設整備事業では、保育所の選定条件は。負担率が事業者によって異なる理由は。

上部東西線改良事業では、供用開始予定時期は。当初の予定では令和6年度完成であったが遅れているか。完成が早まることはないのか。補償費の内容は。

移住者住宅改修支援事業では、不動産業者との連携は行っているか。所得制限はあるのか。空き家バンクの登録は直接個人が行っているのか、不動産業者が間に入っているのか。事業の実績は。空き家バンクの登録件数は。

航路泊地整備事業では、財源補正の理由は何か。浚渫土砂の量と搬入先はどうなっているのか。搬出した土砂を市内で使うことは難しいのか。最初の整備を除いては、維持浚渫はすべて一般財源になるのか。といった意見が出された。

上下水道局長

上下水道局からは、報告4件について説明する。

まず、議案書の5ページから6ページまで、報告第10号「継続費繰越計算書の報告」については、公共下水道事業会計において継続費を設定して進めている下水処理場改築事業(その2)、(その3)及び雨水ポンプ場改築事業(その2)、(その3)に係る「継続費繰越計算書」の報告で、令和3年度予算額の未執行額を今年度へ通次繰越したものである。

次に、議案書10ページから15ページまでの報告第12号、第13号及び第14号「繰越計算書の報告」については、水道事業会計、工業用水道事業会計及び公共下水道事業会計における「資本的支出」に係る繰越計算書の報告で、国の令和3年度補正予算に対応したことや、関連工事の遅延等から、事業費の一部を本年度へ繰越したものである。

経済部長

議案第42号、「新居浜市特定用途制限地域における畜舎等の用途の制限に関する条例」の制定について、説明する。

議案書の20ページから22ページの本議案は、特定用途制限地域内での畜舎等の建設にあたって、建築基準法の構造等の基準によらず、特定用途制限地域内における畜舎等の建築等の制限に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものである。

	<p>条例の内容としては、第1条では目的、第2条では用語の定義、第3条では、基準時について、第4条では、適用区域について規定している。第5条では、特定用途制限区域内における畜舎等の用途制限について、第6条では、第5条にて規定している特定用途制限地域内の地区について、畜舎等の敷地が地区の内外にわたる場合等の措置について規定している。第7条では、認定畜舎等の用途の制限の適用除外について、第8条では、既存の認定畜舎等に対する制限の緩和について規定している。なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。</p>
<p>総務部長</p>	<p>総務部からは、追加提出予定の一般議案3件と、人事議案4件について説明する。</p> <p>まず、一般議案3件は、いずれも財産の取得についてで、1件目は「新居浜市学校給食センター炊飯ライン」一式を取得するため、2件目は「新居浜市学校給食センター蒸気ボイラー」一式を取得するため、3件目は「災害対応特殊救急自動車」1台を取得するため、「新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。</p> <p>次に、人事議案、新居浜港務局委員会の委員の任命については、委員4名の任期満了に伴い、新たな委員の任命について、議会の同意を求めるものである。</p> <p>新居浜港務局の監事の任命については、監事の辞任に伴い、新たな監事の任命について、議会の同意を求めるものである。</p> <p>新居浜市消防委員会の委員の委嘱については、4名の任期満了及び議員1名の辞任に伴い、新たな委員5名の委嘱について、議会の同意を求めるものである。</p>
<p>市長</p>	<p>ただいまの説明について、何か質問は無いか。</p>
<p>原副市長</p>	<p>議案に直接関係することではないが、補正予算の福祉部（こども局）の私立保育所等施設整備事業について、今年度の目標にもなっている民間を含めた再編計画を精力的に進めておいていただきたい。</p>

3 協議事項

(なし)

4 連絡事項

(なし)

5 その他

加藤副市長	<p>本日の資料とは別に、前回の庁議後に修正された「重要事業及び懸案事項等進捗報告書」の資料が掲載されている。</p> <p>進捗によって状況が変われば、確定した時点で、こちらの内容についても修正するようにお願いしたい。</p>
市長	<p>他に無いか。</p>
加藤副市長	<p>決裁文書を見ていると、補助金について、支出根拠が新居浜市補助金交付規則になっていた事例があった。新居浜市補助金等交付規則には、補助対象事業や補助事業者については規定していないので、根拠は要綱などにあるはず。</p> <p>ほとんどの部局ではできていることだと思うが、一部そういった事例もあったので、全体に対して伝えるが、事務の根拠については、特に確認してほしい。部長、課長には専決権があるということ意識し、各職員に指導を徹底すること。</p>
市長	<p>他に無ければ、以上で令和4年度第3回庁議を終わる。</p>